

様式第5号（第5条関係）

（表）

パートナーシップ宣誓受付票

八潮市パートナーシップの宣誓に関する要綱第5条第2項の規定により、次のとおり宣誓を受け付けました。

受付年月日	年	月	日
-------	---	---	---

（宣誓者） 氏 名 _____（通称 _____）
住 所 _____
生年月日 _____
電話番号 _____

（宣誓者） 氏 名 _____（通称 _____）
住 所 _____
生年月日 _____
電話番号 _____

受付印

(裏)

八潮市に転入された場合には、パートナーシップ宣誓事項変更届（第7号様式）に住民票の写しを添付して、期限までに提出してください。

提出期限 (受付票の有効期限)	年 月 日
提出先	

■この受付票の提示を受けられた方へ

八潮市では、誰もが自分らしく、輝いて暮らせるまちづくりを進めるという八潮市男女共同参画プラン及び八潮市人権施策推進指針の理念に基づき、パートナーシップの宣誓を行ったお二人にこの受付票を交付しています。

また、お二人の人生のパートナーシップとともに、性的指向又は性自認に係る性的少数者の困難や生きづらさの軽減につながり、自分らしく活躍することができる、一つのきっかけになることを期待しています。

宣誓によって、法律上の権利・義務（婚姻、相続、税金の控除等）は生じませんが、宣誓を行った方から、両者の関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして提示されることがあります。

市民や事業者の皆様には、パートナーシップの趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

- 1 「パートナーシップ」とは
次の事由のいずれにも該当し、互いを人生のパートナーとすることを約する2人の関係をいいます。
 - (1) 双方又は一方が性的指向又は性自認に係る性的少数者であること。
 - (2) 相互の協力により継続的な共同生活を行い、又は行うことを約していること。
- 2 「パートナーシップ宣誓受付票」とは
パートナーシップ制度を利用される2人の双方又は一方が市外に居住していて、八潮市に転入を予定している場合に交付しているものです。
転入後、この受付票と「パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第7号）」に八潮市に転入したことを証明する住民票の写しを添付して提出していただくことで、パートナーシップ宣誓書等が交付されます。
- 3 パートナーシップ宣誓証明書等の交付要件
 - (1) 双方が成年に達した者であること。
 - (2) 八潮市内に住所を有していること。
 - (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がないこと。
 - (4) 他の者と宣誓をしていないこと。
 - (5) 民法第734条及び第735条の規定により、婚姻をすることができないとされている者同士でないこと。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。